

平成 17 年 3 月 5 日 制定施行  
平成 25 年 3 月 8 日 制定施行  
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 28 年 6 月 13 日 一部改正

## 京都滋賀体育学会賞選考規程

京都滋賀体育学会賞を若手研究奨励賞、論文賞の二部門について定め、以下の選考方法にて決定する。表彰は原則として定例の京都滋賀体育学会総会にて行う。

1. 若手研究奨励賞：若手研究者（演者）の優秀な発表について表彰する。  
選考方法：定例の京都滋賀体育学会にて発表された学部生及び大学院生の演者の中から選考し、理事会が決定する。賞状ならびに副賞を授与する。
2. 奨励論文賞：今後の発展が期待できる研究論文について表彰する。  
選考方法：各年度の京都滋賀体育学研究に掲載された論文（原著・資料・実践研究・報告）の中から、目的・方法が明確で今後の発展が期待できる研究内容について、学会賞選考委員会（以下、選考委員会）が決定し理事会が承認する。論文賞の決定方法については選考委員会に一任し、選考委員長は決定方法を会員に公表する。尚、選考委員長以外の選考委員の名前は会員に公表しない。賞状ならびに副賞を授与する。

以上